

よくある質問

手続・書類等について

＜新規入室＞

- Q. 申請受付日の3日間（一斉申請受付日）に行けないのですが。
- A. 申請受付日以降、令和5年1月12日(金)頃までに市役所保育課窓口で申請してください。
郵送での申請はできません。土曜開庁日や毎週木曜日の夜間開庁日も御利用ください。
- Q. 初めて児童クラブの申請をします。児童クラブへ申請書の提出ができますか。
- A. できません。一斉受付会場及び保育課の窓口のみで受け付けます。
- Q. 上の子は新3年生で児童クラブに申請するよう言われましたが、新たに下の子が新1年生で申請したい場合は、どこで申請になりますか。
- A. 児童クラブでは新1年生(新規)の入室申請を受けることはできません。兄弟姉妹一緒に一斉受付又は保育課窓口での申請になります。
- Q. 就労証明書が一斉申請受付日に間に合わないのですが。
- A. 一斉受付会場で申請を受けることはできません。令和5年1月12日(金)頃までに用意して、入室申請書とあわせて市役所保育課窓口にて申請してください。
- Q. 就職内定していますが、勤務を開始していません。それでも就労証明書が必要ですか。
- A. 内定の方は、就労予定という形で就労証明書を作成してもらい提出してください。

＜新規・継続 共通＞

- Q. 保護者負担金算定資料が申請時点では準備できないのですが。
- A. 源泉徴収票の発行は早くても年末であり、入室申請時点で準備できないと思われるので、令和6年3月15日(金)までに、窓口に直接又は郵送で保育課まで提出してください。(算定資料に限り郵送可)
- Q. 離婚し、母子家庭になる見込みですが、夫(子の父)の就労証明書は必要ですか。
- A. 申請日時点で離婚が成立していなければ、基本的に必要となります。
- Q. 今回の申請の結果は、いつ頃分かりますか。
- A. 令和6年2月中旬を予定しています。新規入室児童の入室説明会は、各児童クラブで3月上旬に実施予定です。

入室条件等

Q. 入室するために必要な就労条件はありますか。

A. 週4日以上かつ午後3時以降も就労していることが条件です。

例えば、契約上は週3日になっているが、実際は週4日以上働いている場合などは、就労先で就労証明書を発行してもらう際に、備考欄にその旨を記載してもらうなど、必ず就労条件を満たしていることが分かる証明書を提出してください。

Q. 雇用契約上の勤務時間は午後3時までですが、育児時短勤務制度を利用しており、実際の勤務時間は午後1時までです。入室申請できますか。

A. できません。週4日以上かつ午後3時以降も就労していることが条件です。

Q. 求職中ですが、その場合でも申請できますか。

A. 4月入室の申請は、求職中では受付できません。内定決定又は勤務開始してから、就労証明書を含む書類を全て揃えて最終締切期限の令和6年3月15日(金)までに市役所保育課窓口申請してください。なお、5月入室以降は求職中でも1か月間の限定入室ができます。

Q. 育児休業中でも申請はできますか。

A. できます。その場合、就労証明書に育児休業取得予定期間を記載してください。復帰後は、最新の就労証明書を提出してください。

Q. 保護者が就学又は職業訓練に通っていますが、その場合でも申請できますか。

A. 在学していることが分かる書類(在学証明書等)とカリキュラムの時間割の提出が必要です。

Q. 保護者が病気療養中で就労していませんが、その場合でも申請できますか。

A. 医師の所見と、保育が困難であるという内容が記載されている医師の診断書が必要です。

Q. 保護者の希望により、住所地以外の小学校区の児童クラブに入室できますか。

A. できません。通学する小学校区の児童クラブへの入室になります。

転入・転居等

Q. 3月末に新居が完成し、富士見市に転入予定です。申請するために何か必要ですか。

A. 転入を証明する客観的資料として、建物の建築請負契約書のコピーが必要です。

Q. 2月末にアパートを借りて富士見市に転入します。転入前に申請できますか。

A. できます。アパート等の賃貸借契約書のコピーを添付して申請してください。

Q. 富士見市に転入予定ですが、転入先の住所が確定していません。申請できますか。

A. 確定してからの申請となります(小学校区が確定しなければ申請できません)。

Q. 市内で転居をするかもしれません。その場合の申請はどうすればよいですか。

A. 転居日と転居先の住所が確定していない場合は、現在の住所地の小学校名(児童クラブ名)を記入して申請してください。転居先が決まりましたら保育課へ速やかに住所変更の届出をしてください。

- Q. 上記の場合、転居先の賃貸借契約書があれば、転居先の児童クラブを申請できますか。
A. 契約締結後であれば、その契約書のコピーを申請書に添付し、転居先の小学校名(児童クラブ名)を記入して申請できます。

その他

- Q. 児童クラブを見学することはできますか。
A. できます。児童クラブへ直接電話して申し込んでください。
- Q. 児童クラブを退室するにはどうすればよいですか。
A. 退室届を記入し、市役所保育課窓口へ提出してください。(郵送可) 提出期限は退室を希望する月の25日(25日が土日祝の場合は直前の平日)までです。退室日は毎月の月末になりますので、例えば8月末日で退室する場合は、8月25日までに市へ届くように退室届を提出してください。

*** 各種申請書類の様式は、保育課・富士見市ホームページ・各児童クラブで入手可能です。**

富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係
電話 049-252-7136 (直通)